

重要事項説明書

【医療保険】

2024年8月改定版

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 メディニック
主たる事務所の所在地	〒730-0823 広島市中区吉島西2丁目13-34
代表者（職名・氏名）	代表取締役 花園 弘崇
設立年月日	2023年9月
電話番号	082-569-8267

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	おはな訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒730-0823 広島市中区吉島西2丁目8-18 リバティ吉島 403	
電話番号	082-569-8267	
指定年月日・事業所番号	2024年4月1日指定	3460191400
管理者の氏名	寺戸 三和子	
通常の事業の実施地域	広島市中区、南区（ただし離島は除く）、西区、東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは

	要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
--	-----------------------------------

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8：30時から午後5：30時まで

※緊急時・その他やむを得ない場合はこの限りではありません

※緊急時は24時間、365日対応いたします

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 2人	理学療法士	常勤 2人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 1人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 寺 戸 三 和 子
----------	-----------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

項目	料金	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日目まで）	5550円（5050円）	555円（505円）	1110円（1010円）	1665円（1515円）
訪問看護基本療養費Ⅰ（週4日目以降）	6550円（6050円）	655円（605円）	1310円（1210円）	1965円（1815円）
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一日に2人 週3日目まで）	5550円（5050円）	555円（505円）	1110円（1010円）	1665円（1515円）
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一日に2人 週4日目以降）	6550円（6050円）	655円（605円）	1310円（1210円）	1965円（1815円）
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）	8500円	850円	1700円	2550円
訪問看護管理療養費（月の初日）	7670円	767円	1534円	2301円
訪問看護管理療養費（2日目以降）	2500円	250円	500円	750円

※料金の（ ）は准看護師が訪問した場合の料金です

※理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が訪問する場合は訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）とも週4日目以降も5550円です

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

請求の別		利用者の介護度	要介護1～4の利用者		要介護5の利用者	
			利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
1月	看護師の場合		29,540円	2,954円	37,540円	3,754円
日割り	看護師の場合		970円	97円	1,230円	123円

※主治医により特別指示書が発行され医療保険の訪問看護を行った場合、1日につき970円（利用者負担額97円）を特別指示書の期間の日数分減額されます。

※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		料金	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	4200円	420円	840円	1260円
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合	4500円	450円	900円	1350円
24時間対応体制加算	営業時間外でも電話などにより常時対応できる体制（月に1回）	6400円	640円	1280円	1920円
長時間訪問看護加算	訪問看護の時間が90分を超えた場合	5200円	520円	1040円	1560円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別管理加算対象者）	10000円	1000円	2000円	3000円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別管理加算非対象者）	8000円	800円	1600円	2400円
退院支援指導加算	退院日の訪問看護が必要と主治医より指示があった場合	6000円	600円	1200円	1800円
	90分を超える場合	8400円	840円	1680円	2520円
緊急時訪問看護加算	利用者や家族等の緊急の求めに応じ、主治医の指示により訪問看護を行った場合（1日につき1回）	月14日まで 2650円	265円	530円	795円
		月15日以降 2000円	200円	400円	600円

在宅患者連携指導 加算	医療関係職種間で共有された情報を 基に指導を行った場合(月に1回 限り)	3000円	300円	600円	900円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者 に対し、サービスの実施に関する計 画的な管理を行った場合(1月につき)	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者 に対し、サービスの実施に関する計 画的な管理を行った場合(1月につき)	2500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療 養費Ⅰ	在宅で死亡した利用者に対し24時 間以内にターミナルケアを行った 場合	25000円	2500円	5000円	7500円
ターミナルケア療 養費Ⅱ	施設で死亡した利用者に対し24時 間以内にターミナルケアを行った 場合	10000円	1000円	2000円	3000円
難病等複数回訪問 加算	規定の疾病等の利用者、特別訪問 看護指示書が交付された利用者 に対し訪問した場合(1日2回まで)	4500円	450円	900円	1350円
	1日3回以上	8000円	800円	1600円	2400円
乳幼児加算	6歳未満の利用者に対し訪問看護 を行った場合(1日につき1回)	1500円	150円	300円	450円
特別地域訪問看護 加算	片道1時間以上要する利用者の訪 問看護を行った場合	基本療養費の 50/100	1割	2割	3割
情報提供療養費 1, 2, 3	1月につき1回	1500円	150円	300円	450円

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載していません。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は

気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア療養費は、在宅で死亡された利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した方も含む）または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した方も含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※24時間対応体制加算

○看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応するマニュアルが整備されています

○緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています

○管理者は連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにします

○看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に保健師又は看護師へ報告すること、報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記載します

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費に加算します。

(2) その他の料金

サービスの内容	料金
営業日以外の訪問	2000 円/1 訪問 (日、祝日、8/13-15、12/29-1/3)
長時間訪問料	5500 円/30 分毎 (90 分を超える場合)
交通費	220 円/1 訪問 (事業実施地域以外の訪問の場合)
衛生材料費等	実費
エンゼルケア料	20000 円

プライベートナース・リハビリ料金表

30 分未満	1 時間未満	その後 30 分毎
4500 円	7500 円	4000 円

割り増し料金

サービス提供時間	割増率
早朝・夜間 (6:00-8:00、18:00-22:00)	25% 割増し
深夜 (22:00-6:00)	50% 割増し
日祝日 (8:00-18:00)	30% 割増し
年末年始 (12/29-1/3)	30% 割増し

※通院の補助、付き添いも含まれます

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 50% の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100% の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記 (1) 及から (3) までの利用料 (利用者負担分の金額) は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

支払い方法	支払い要件等
事業者指定口座への自動引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 広島銀行 吉島支店 株式会社 メディニック
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 広島銀行 吉島支店 普通口座 3149927
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	_____
	氏名	_____
	所在地	_____
	電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	()
	電話番号	— —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けし

ます。

事業所相談窓口	電話番号 082-569-8267 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島市役所介護保険課	電話番号 082-504-2183
	広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

(1) 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	花園 弘崇
---------	-------

(2) 苦情解決のための体制を設備しています。

① 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

② サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。